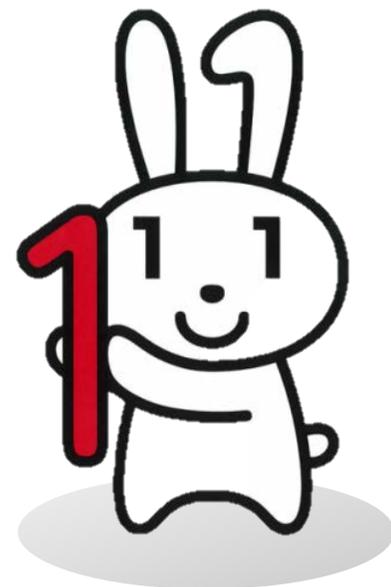


法人番号について

法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

国税庁長官官房企画課
法人番号管理室
平成28年4月



目次

・ 法人番号の基礎知識	1
・ 法人番号の指定・通知・公表の事務フロー	2
・ 法人番号の指定対象法人等のイメージ	3
・ 国の機関に係る法人番号	4
・ 地方公共団体に係る法人番号	5
・ 法人番号の構成	6
・ 法人番号の公表方法（概要、検索・閲覧、ファイルでダウンロード・情報記録媒体、Web-API）	7
・ 法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。	11
・ 法人番号の利活用①法人番号を利用した取引情報の集約による業務の効率化	12
・ 法人番号の利活用②法人番号公表サイトを利用した新規営業先等の把握	13
・ 法人番号の利活用③Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用	14
・ 国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について	15
・ 行政機関による活用例	
法人ポータル（仮称）＜経済産業省＞	18
統一資格審査申請・調達情報検索サイト＜総務省＞	20
女性の活躍推進企業データベース＜厚生労働省＞	21
・ 公開情報への法人番号の併記について	22
・ よくある質問～法人番号の「通知」「公表」～	23
・ 法人番号に係る各種情報の掲載について	25
・ 国税庁ホームページのご案内	26
〔参考〕	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）【法人番号関係抜粋】	27
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）【法人番号関係抜粋】	29
法人番号の指定等に関する省令（平成26年法律第70号）	33

用語の定義

- 法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
政令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）
省令：法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）

法人番号の基礎知識

1. 法人番号の指定

国税庁長官は、次の法人等に対して法人番号を指定する（法42①、②）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（設立登記法人）
- ④ ①～③以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなるもの
(※) 具体的には、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの
- ⑤ ①～④以外の法人又は人格のない社団等であって、個別法令で設立された国内に本店を有する法人や国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書・届出書等の書類を提出する者など一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの
➤ 法人番号は1法人に対して1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等には指定されない（個人事業者にも指定されない）。

2. 法人番号の通知

国税庁長官は、法人番号を書面により法人等に通知する（法42①）。

- 設立登記法人については、登記上の本店所在地に通知書を送付。

3. 法人番号の生成

- (1) 設立登記法人については、法務省から提供される12桁の会社法人等番号を基に13桁の法人番号を生成。
- (2) それ以外の法人等については、国税庁で独自に法人番号を生成。

4. 法人番号等の公表

国税庁長官は、法人番号の指定を受けた者（法人番号保有者）の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び

- ③法人番号（基本3情報）をインターネット上（国税庁法人番号公表サイト）で公表。

ただし、人格のない社団等は、あらかじめその代表者又は管理人の同意が必要（法42④ただし書）。

(※) 法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地が変更されると法務省等から提供される情報を基に、公表サイトの情報を随時更新。

- 法人番号は、広く一般に公表され、個人番号（マイナンバー）と異なり、利用範囲に制約がなく自由に利用可能。

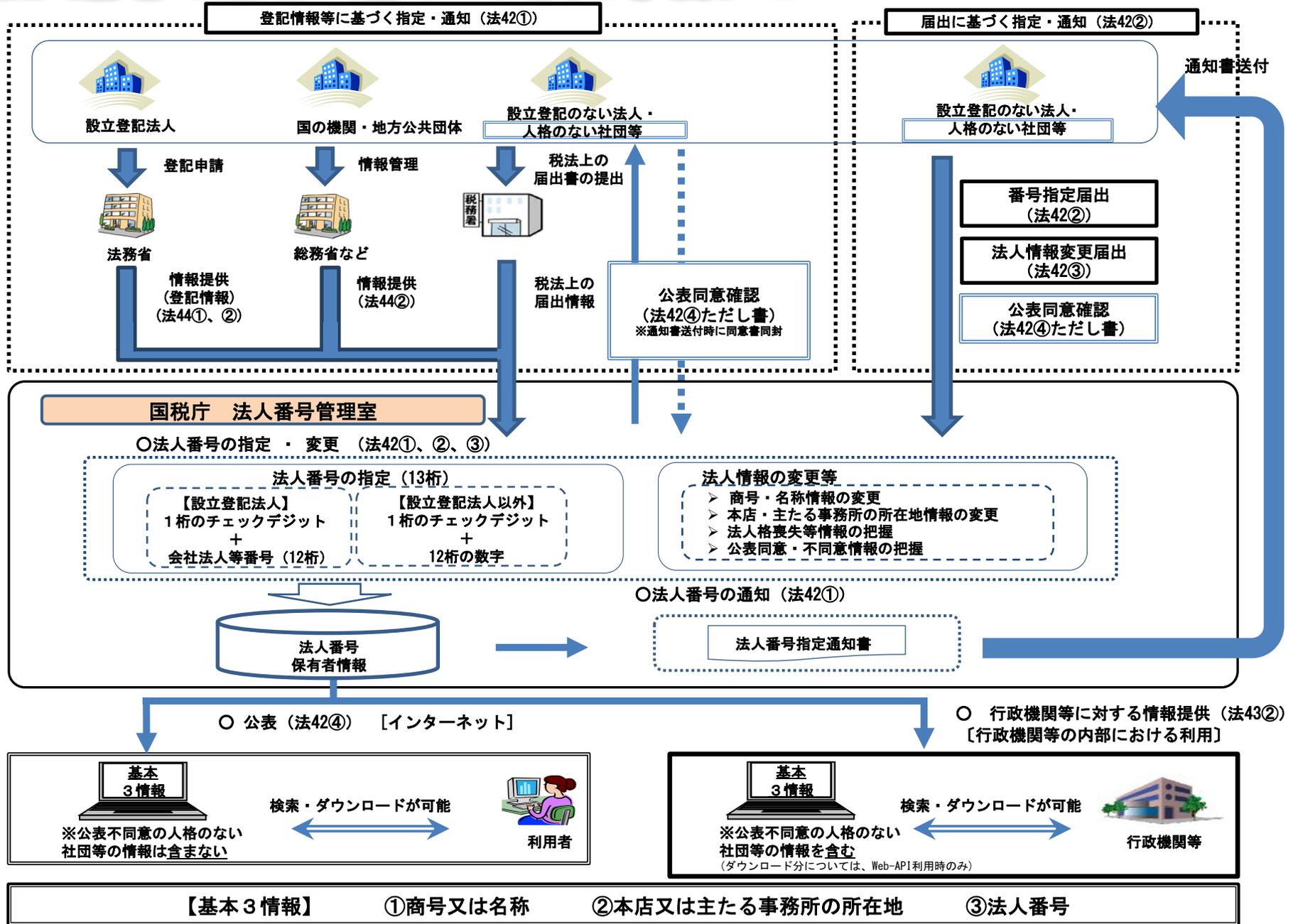
5. 情報の提供

行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の基本3情報の提供を求めることができる（法43②）。

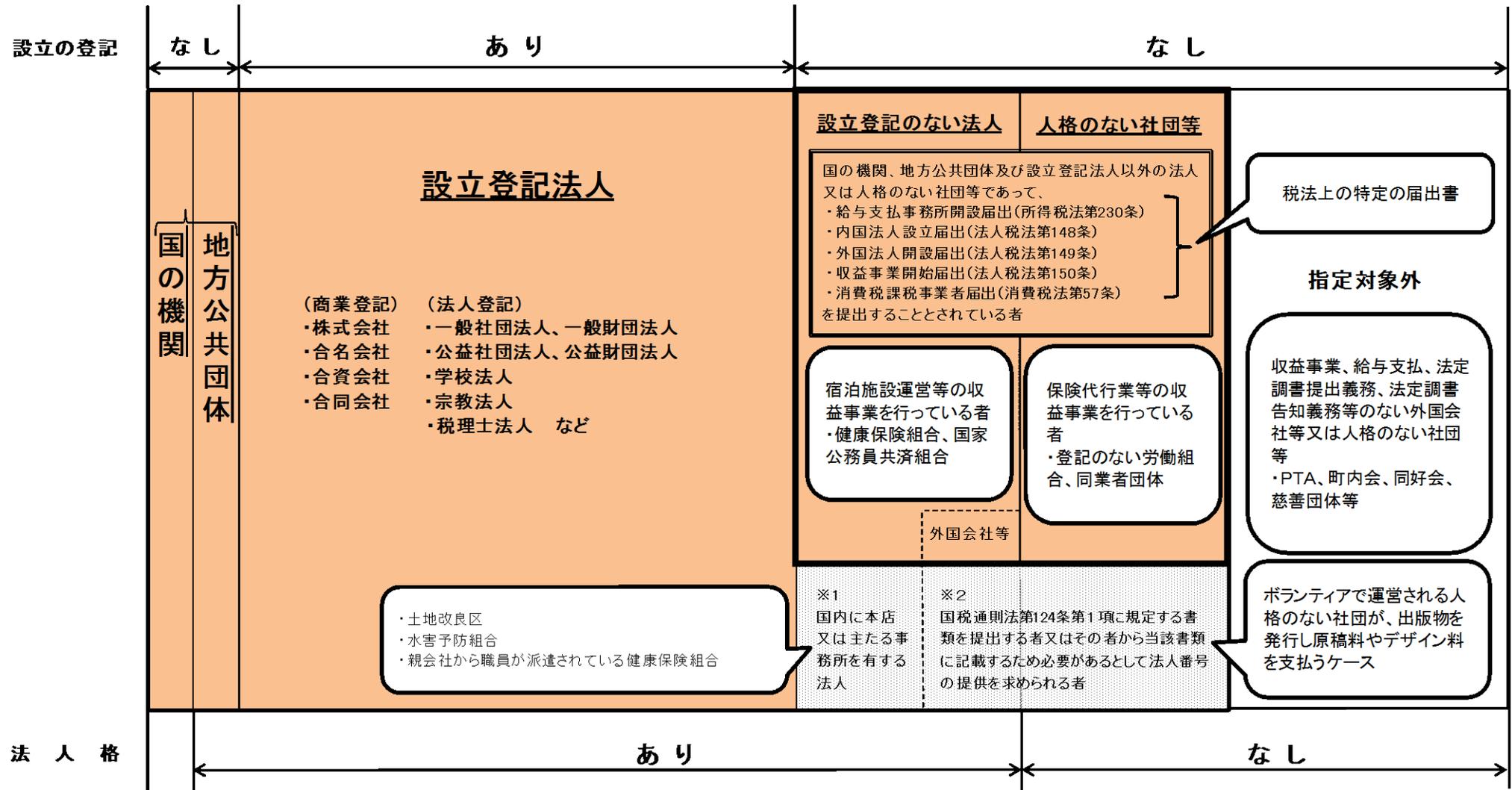
なお、基本3情報は、政府共通ネットワークを通じ、法人番号情報提供サイトで提供。

(※) 行政機関等に対しては、求めに応じて、公表不同意の人格のない社団等の情報も提供。

法人番号の指定・通知・公表の事務フロー



法人番号の指定対象法人等のイメージ



(注) 部分は、特段、届出手続等を要することなく国税庁長官が指定(法42①)。

部分は、上記要件(※1、※2)に該当する法人等が、国税庁長官に届け出ることにより指定(法42②)。

国の機関に係る法人番号

立法機関

○政令36一に規定

衆議院
参議院
裁判官弾劾裁判所
裁判官訴追委員会
国立国会図書館

司法機関

○政令36③に規定

最高裁判所
高等裁判所(9)
※東京高等裁判所にあつては、
東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所
地方裁判所(50)
家庭裁判所(50)
簡易裁判所(438)
※()内は、各裁判所の数を表す。

行政機関

○政令36②、個人情報保護法2一～六に規定

内閣官房	厚生労働省
人事院	中央労働委員会
内閣法制局	農林水産省
国家安全保障会議	林野庁
内閣に設置される機関	水産庁
(都市再生本部、知的財産戦略本部など)	経済産業省
復興庁	資源エネルギー庁
内閣府	特許庁
宮内庁	中小企業庁
公正取引委員会	国土交通省
国家公安委員会	運輸安全委員会
警察庁	観光庁
個人情報保護委員会	気象庁
金融庁	海上保安庁
消費者庁	環境省
総務省	原子力規制委員会
公害等調整委員会	防衛省
消防庁	防衛装備庁
法務省	会計検査院
公安審査委員会	検察庁
公安調査庁	最高検察庁
外務省	高等検察庁
財務省	地方検察庁
国税庁	検察審査会
文部科学省	
文化庁	
スポーツ庁	

※「個人情報保護法」とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)をいう。

地方公共団体に係る法人番号

指定、通知、公表

国税庁長官は、地方公共団体に対して法人番号を指定し、通知するとともに、法人番号の指定を受けた団体の名称、所在地及び法人番号を公表する。

指定対象となる地方公共団体

地方自治法第1条の3に規定される地方公共団体1団体（法人）に対して1つの法人番号を指定する。

【普通地方公共団体】

【特別地方公共団体】

・都道府県 ・市町村

・特別区 ・一部事務組合 ・広域連合 ・財産区

※ 法人番号は、①議会事務局、教育委員会等の地方公共団体の機関や、②地方公共団体が特別会計により行う水道事業等の公営企業には指定されない。

これらの地方公共団体の各機関等は、地方公共団体の一部を構成するものであり、例えば、給与所得の源泉徴収票の支払者の番号欄などには、（給与支払者の表記が異なる場合であっても）地方公共団体に対して指定された法人番号を記載することになる。

資料の提供の求め

国税庁長官は、法人番号の指定、通知、公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

具体的には、一部事務組合、広域連合及び財産区に対する法人番号の指定等を行うにあたり、総務省・都道府県を通じて、必要な資料の提供を求めている。

法人番号の構成

法人番号は、12桁の番号（以下「基礎番号」という。）及びその前に付された1桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときには誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される1から9までの整数をいう。）により構成。

○検査用数字（チェックデジット）を算出する算式

財務省令で定める算式は、次に掲げる算式。

【算式】

$$9 - \left(\sum_{n=1}^{12} P_n \times Q_n \text{ を } 9 \text{ で除した余り} \right)$$

【算式の符号】

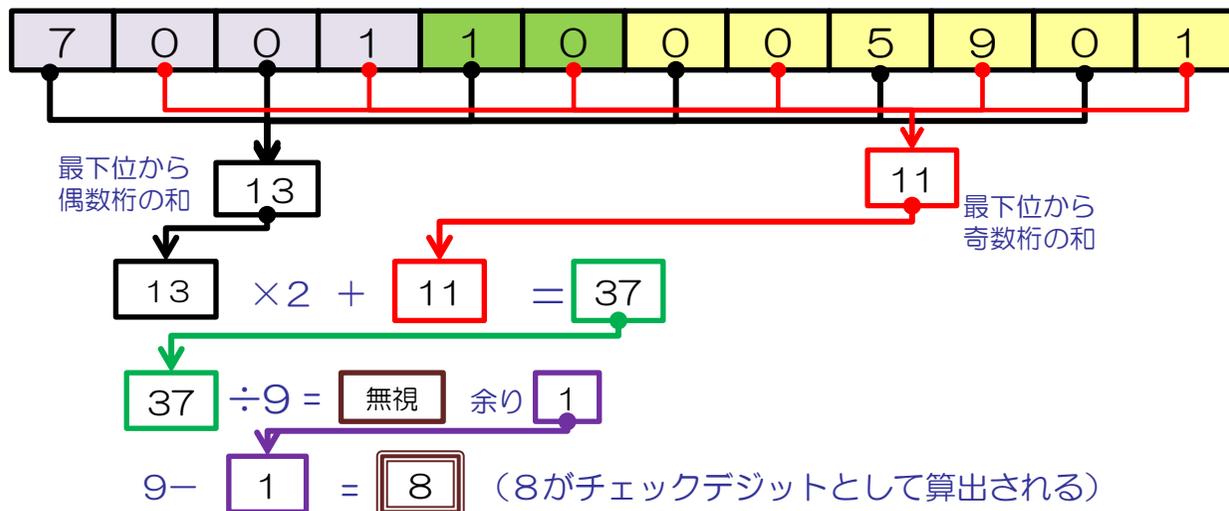
P_n : 基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときのn桁目の数字

Q_n : nが奇数のとき 1 / nが偶数のとき 2

○13桁の数値の構成

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
1~9の検査用数字	0	0	0	0	1	x	国の機関 (x=1:立法機関、x=2:行政機関、x=3:司法機関)					
	0	0	0	0	2	0	地方公共団体 (団体コードあり)					
	0	0	0	0	3	0	地方公共団体 (団体コードなし)					
	01~5で始まる会社法人等番号 (設立登記法人)											
	登記所コード (4桁) + 組織区分 (2桁) + 一連番号 (6桁)											
	6で始まる12桁							予備				
7で始まる12桁							設立登記のない法人・人格のない社団等					
8で始まる12桁							予備					
9で始まる12桁												

○チェックデジットの算出例（12桁の基礎番号を「700110005901」とした場合）

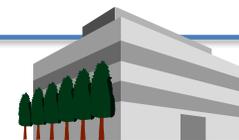


⇒法人番号は「8700110005901」となる。

【政令第35条第2項】
 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたもの

【政令第35条第3項】
 設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるもの

法人番号の公表方法（概要）



公表機能 （インターネット）

検索・閲覧

【利用方法】

インターネット上のウェブサイトに、端末からアクセスする。

【機能】

法人番号、法人名及び所在地などの検索条件で法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等を検索閲覧可能。検索結果は、印刷可能。



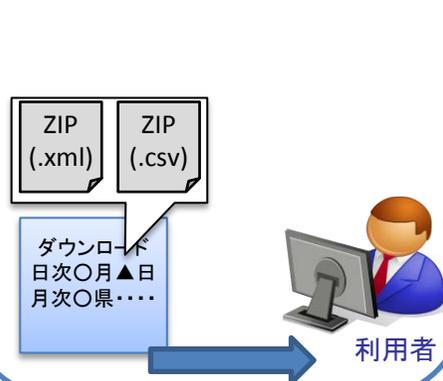
ファイルでダウンロード

【利用方法】

インターネット上のウェブサイト、端末からアクセスする。

【機能】

法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等をファイルでダウンロード可能。



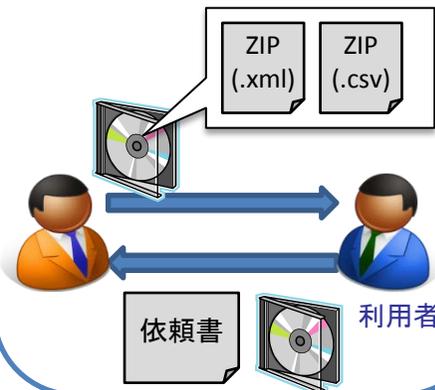
情報記録媒体

【利用方法】

「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」、情報記録媒体及び返信用封筒を法人番号管理室に送付する。

【機能】

法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等をDVD+R、DVD-Rの媒体で提供（全件データとして提供）。



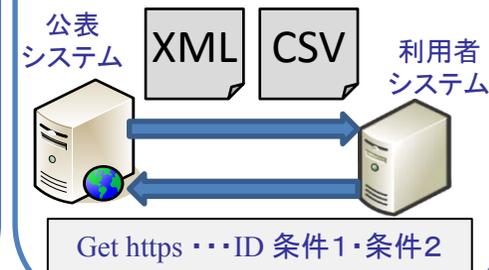
Web-API

【利用方法】

指定URLに、利用者のシステムから抽出条件を送信する。

【機能】

システム間連携インターフェースを活用して法人の基本3情報の法人番号での問合せ及び取得期間を設定した問合せにデータを応答。



法人番号の公表方法（検索・閲覧）

- 国税庁法人番号公表サイトを利用すれば、法人番号、法人の商号及び所在地などの検索条件で、法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）等を検索閲覧できます。

法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号
13桁 半角数字

1234567890123

検索

0桁

複数の法人番号をまとめて検索したい場合は、次の「法人番号をまとめて検索する」をクリックしてください。

法人番号をまとめて検索する

【右画面】
（例）
13桁の法人番号
で検索した場合
の検索結果

法人の商号及び所在地などから法人番号を調べる

商号又は名称

前方一致 部分一致

例:「株式会社 ○○」の場合は「○○」のみで検索してください。

読み仮名で検索(カタカナ)
入力した文字そのまま検索

所在地

郵便番号又は都道府県を検索条件として指定することができます。

郵便番号
7桁 半角数字
ハイフン無し

市区町村

丁目番地等

検索条件の設定

法人種別などの他の条件を閉じる

検索

クリア

【右画面】
（例）
「タカハシ」
を商号又は名
称の読み仮名
で検索した場
合の検索結果

高橋建設株式会社の情報

最新情報

法人番号
1123456789012

商号又は名称
高橋建設株式会社

本店又は主たる事務所の所在地
神奈川県川崎市中原区▲▲▲町●-●-● 高橋ビル

最終更新年月日
平成28年3月1日

変更履歴情報
法人番号指定年月日以降の変更情報について表示しています。

No. 1

登記年月日等 : 平成28年2月28日

変更の事由 : 本店又は主たる事務所の所在地の変更

旧情報 : 神奈川県横浜市旭区▲▲▲町●-●-●

検索結果画面

外字ボタンを押下すると登記上の正確な文字を表示することが可能

↑ 検索結果一覧画面内の履歴等から上記画面に遷移

検索条件 : タカハシ / 高号等五十音順 (昇順)

123件 見つかりました。 表示件数 10件 30件 50件

法人番号	商号又は名称	所在地	変更履歴情報
1123456789012	高橋建設株式会社	神奈川県川崎市中原区▲▲▲町●-●-● ● 高橋	履歴等
1333344445555	高橋興業有限公司	東京都港区▲▲▲町●-●-● BBBビル	履歴等
1234567890123	高橋サイクル株式会社	青森県黒石市▲▲▲町●●●番地	履歴等
1999911112222	高橋商事合同会社	石川県かほく市▲▲▲町●●●番地	履歴等
5678901234567	高橋電器協同組合	神奈川県横浜市西区▲▲▲町●-●-●	履歴等
2345678901234	高橋電子株式会社	東京都調布市▲▲▲町●-●-●	履歴等

履歴等を押下することにより検索結果画面を表示し、最新情報並びに商号及び所在地の変更履歴を確認可能

法人番号の公表方法（ファイルでダウンロード・情報記録媒体）



※ データ提供依頼に基づき、情報記録媒体（DVD+R、DVD-R）による提供も可能

基本3情報ダウンロード

全件データのダウンロード(各都道府県別)

所在地(各都道府県別及び国外の単位)別に全件データをダウンロードすることができます。

全件データのダウンロード(各都道府県別)

差分データのダウンロード(全国)

日次の差分データ(国内及び国外分の全て)をダウンロードすることができます。

差分データのダウンロード(全国)

・ 全件データは、公表されているすべての法人等の月末時点の最新情報のデータファイル。

・ 差分データは、作成日に新規作成、変更及び閉鎖された法人等の変更履歴のデータファイル。

全件データのダウンロード(各都道府県別)

各都道府県及び国外の単位で全件データをダウンロードすることができます。

1

CSV形式・Shift-JIS CSV形式・Unicode XML形式・Unicode

CSV形式・Shift-JIS

2

平成28年2月1日更新

地域	ダウンロードファイル			
北海道	北海道			
	分割1	zip999KB		
	分割2	zip800KB		
東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
	zip700KB	zip700KB	zip700KB	zip700KB

圧縮前のファイルサイズの合計が、300MBを超える場合は、ファイルが分割して掲載されています。

差分データのダウンロード(全国)

日次の差分データ(国内及び国外分の全て)をダウンロードすることができます。

CSV形式・Shift-JIS CSV形式・Unicode XML形式・Unicode

CSV形式・Shift-JIS

差分データファイル作成日	ダウンロードファイル
平成27年12月2日	zip800KB
平成27年12月1日	zip800KB
平成27年11月30日	zip800KB
平成27年11月27日	zip800KB
平成27年11月26日	zip800KB

3

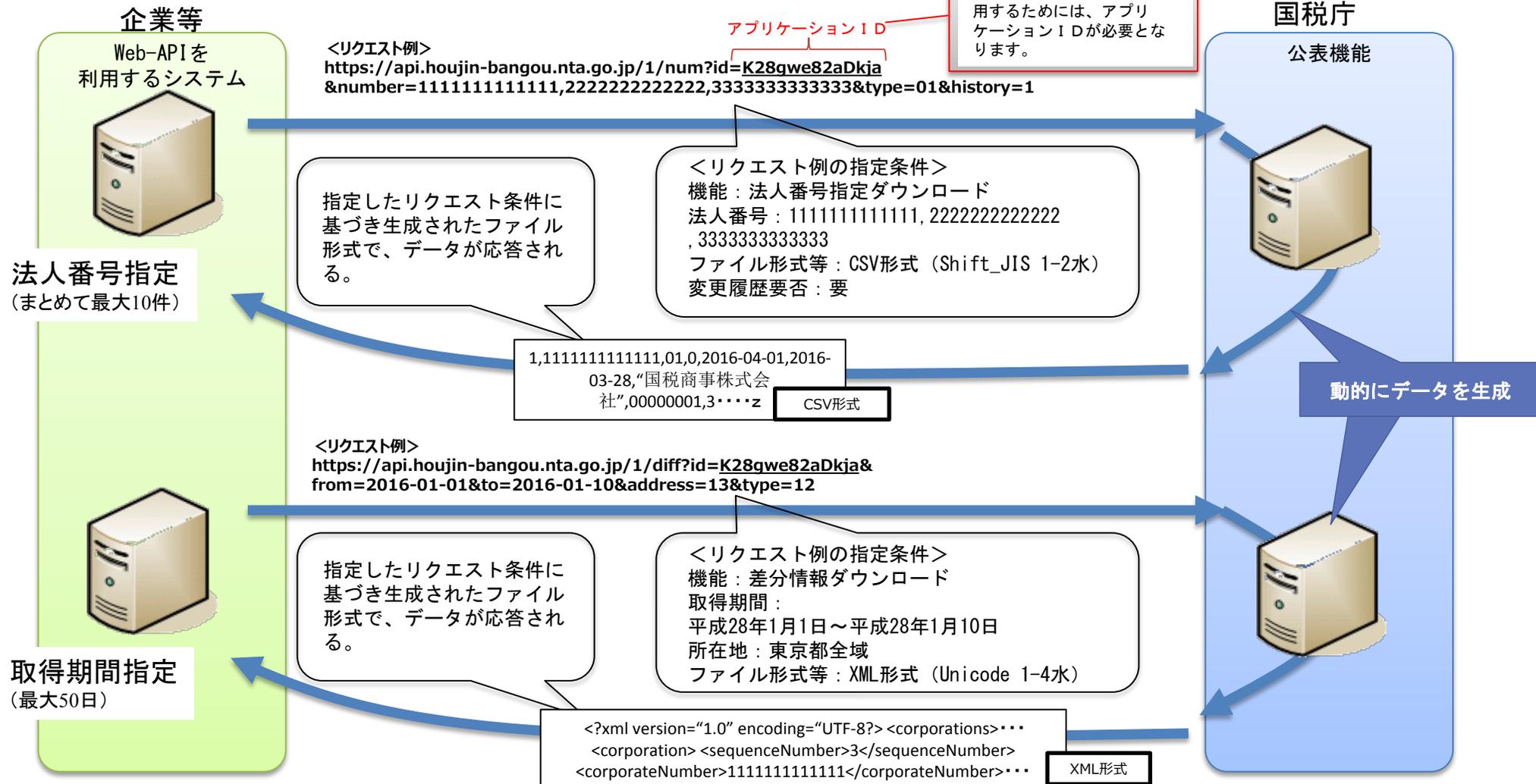
さらに以前の差分データを表示する

- ① ファイルの形式を選択すると、選択したファイル形式のデータ選択画面に遷移。
- ② 全件データのダウンロードは、月末時点の最新データを翌月1日から1ヶ月間掲載（提供）。
- ③ 差分データのダウンロードは、最長40稼働日分のデータを取得可能。

※ データ提供依頼は、「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」を法人番号管理室に郵送等にて提出していただくことになります。

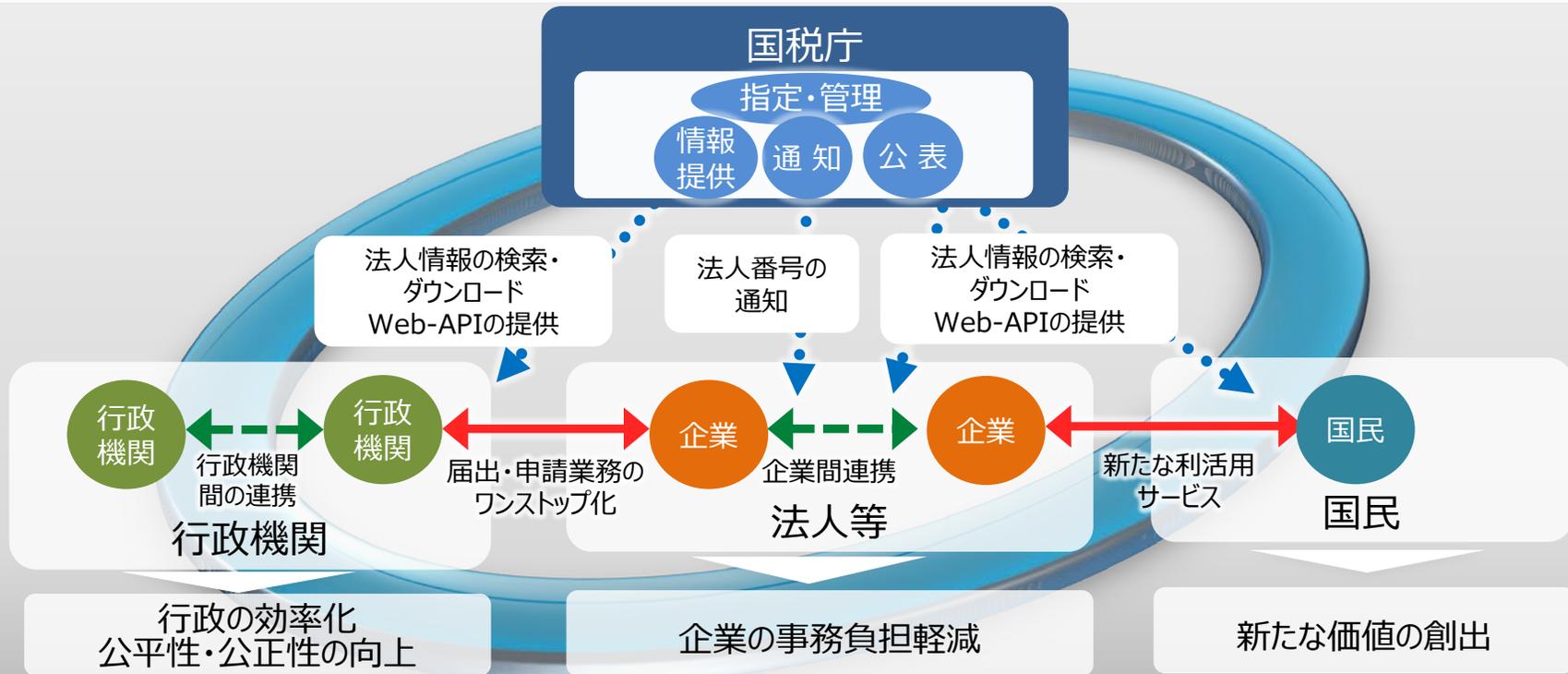
法人番号の公表方法 (Web-API)

Web-APIとは、企業等のシステムからインターネットを經由して、法人番号公表サイトで提供するインタフェースに条件を指定してリクエストを送信することで、指定した条件に合致する法人等に係る情報や、指定した期間及び地域で抽出した法人等の更新（差分）情報を取得するためのシステム間連携インタフェースのことをいいます。



※ アプリケーションIDの取得は、「アプリケーションID発行届出書兼情報記録媒体によるデータ提供依頼書」を法人番号管理室に郵送等にて提出していただくことになります。なお、公表サイトの入力フォームから直接申込みを行うこともできます。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

法人番号を利用した取引情報の集約による業務の効率化

～現状～

各部署（総務部、経理部、営業部など）で、取引先法人情報を異なるコードで管理している場合、**業務横断的な取引情報の集約が困難（非効率）**

※各部署で同一企業を異なるコードで管理

株式会社A

同じ法人？

名称・所在地等で名寄せ

総務部

名称：株式会社a
所在地：甲
(名称が旧名称)
コード：
A-001

経理部

名称：A資材部
所在地：甲
(名称不一致)
コード：
イ-010

営業部

名称：株式会社A
所在地：乙
(所在地が移転前)
コード：
1001

株主情報など
コード：
A-001

支払先情報など
コード：
イ-010

顧客情報など
コード：
1001

名称：株式会社A、所在地：甲

～法人番号利活用後～

法人番号を利用すれば・・・
管理している各法人との取引情報の全体像が容易に把握可能となり、**業務の効率化が期待**

※各部署で管理コードに法人番号を追加

株式会社A

法人番号で名寄せ
法人番号：001

総務部

法人番号：001
コード：
A-001

経理部

法人番号：001
コード：
イ-010

営業部

法人番号：001
コード：
1001

株主情報など
コード：
A-001

支払先情報など
コード：
イ-010

顧客情報など
コード：
1001

名称：株式会社A、所在地：甲
法人番号：001

具体的には・・・

各部署で保有している顧客情報や調達先情報の集約化が容易になり、取引先情報更新の効率化のほか、営業活動の効率化や調達コストの削減が期待

法人番号公表サイトを利用した新規営業先等の把握

～現状～

新規営業先や会員勧誘先の把握にあたり、様々な情報源から情報を入手しており、**手間とコストがかさむ。**

インターネット

登記所

信用調査会社

新規営業先
会員勧誘先の把握

¥

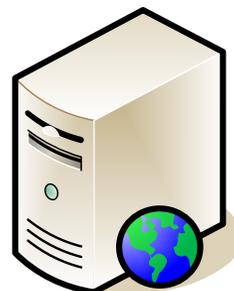


人件費
手数料等

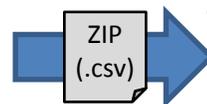
～法人番号利活用後～

法人番号公表サイトを利用すれば・・・
新たに法人番号を指定された法人（≒新規設立法人）の情報から、
新規営業先や会員勧誘先を**効率的に把握可能に!!**

法人番号でわかる。つながる。ひろがる。
国税庁法人番号公表サイト



ダウンロード



法人番号指定年月日
で絞り込み

新規設立法人の抽出 (※)

新規営業先
会員勧誘先の把握

効率化

(※) 株式会社などの設立登記法人が設立された場合、法務省から連絡される登記情報に基づき法人番号を指定・通知し、基本3情報を公表します。

Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用

①取引先情報等の入力補助・効率化

～現状～
法人情報を手入力

基本情報登録

平成27年9月末現在

法人名
所在地

登録

正しい入力?

法人番号
による
紐付け

～法人番号利活用後～
法人番号を入力することにより紐づけされた情報が自動で追加

基本情報登録

様々な情報の共通コードとして活用可

平成28年3月末現在

法人番号
法人名
所在地

自動補完

誤入力防止!

効率化!

登録

Web-API接続により、法人情報の最新化を行うこともできる。

②売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)
28-1-4	50,000	A(株)(大阪府)
28-1-4	55,000	B(株)(東京都)
28-1-9	10,000	C(株)(山梨県)
28-1-11	45,000	A(株)大阪支店
28-1-30	32,300	B(株)(東京都)
28-2-28	978,000	C(株)札幌出張所
28-3-14	3,000	D(株)(福岡県)
28-3-31	30,000	A(株)京都営業所
28-3-31	33,000	d(株)(福岡県)

法人番号
による
取引先管理

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	50,000	A(株)(大阪府)	1111111111111
28-1-11	45,000	A(株)大阪支店	1111111111111
28-3-31	30,000	A(株)京都営業所	1111111111111
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	55,000	B(株)(東京都)	2222222222222
28-1-30	32,300	B(株)(東京都)	2222222222222
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-9	10,000	C(株)(山梨県)	3333333333333
28-2-28	978,000	C(株)札幌出張所	3333333333333
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-3-14	3,000	D(株)(福岡県)	4444444444444
28-3-31	33,000	d(株)(福岡県)	4444444444444

※ 法人番号付きで管理すると、取引先ごとの集計が容易になる。

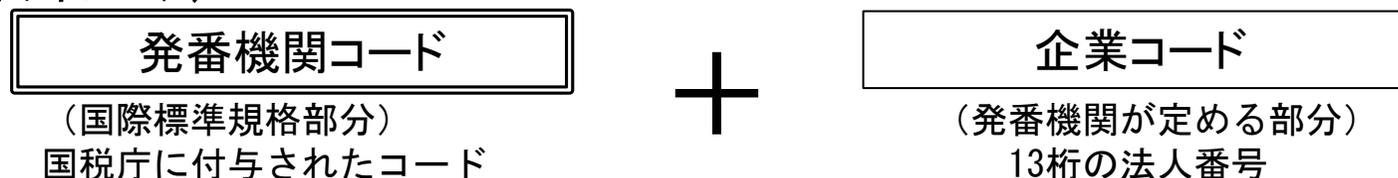
国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・ 企業コードのメンテナンス (商号・所在地等の変更) 負荷の低減
- ・ 企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・ 入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・ 企業間取引 (電子商取引) における企業コードとしての利用
- ・ 電子タグなどの自動認識メディア (非接触技術を用いたICチップ) の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・ UN/EDIFACTデータエレメント3055【国連が運営】、ISO/IEC 6523-2【ISOが運営】
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国連が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 <div data-bbox="362 856 890 1099" style="border: 1px solid purple; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成29年10月から 第6次NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)稼働に併せて、輸出入申告等においては、原則として、輸出入者符号の欄には、「法人番号」を記載(入力)</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構(ISO)が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構(ISO)が運営 ・商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関 コード	402	0188	TAJ

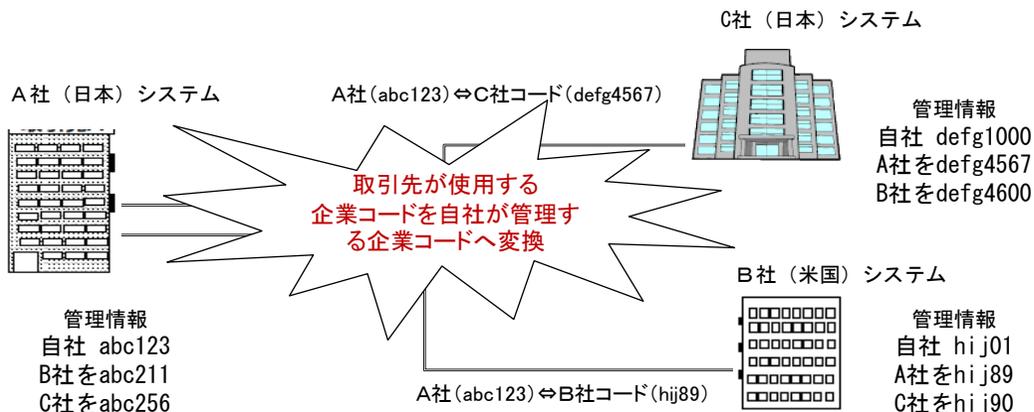
※1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)

※2 ISO(International Organization for Standardization)

※3 IEC(International Electrotechnical Commission)

発番機関コード付き法人番号の利用イメージ

1 電子商取引(EDI:Electronic Data Interchange)での活用例(データ通信における発信者・受信者の識別)



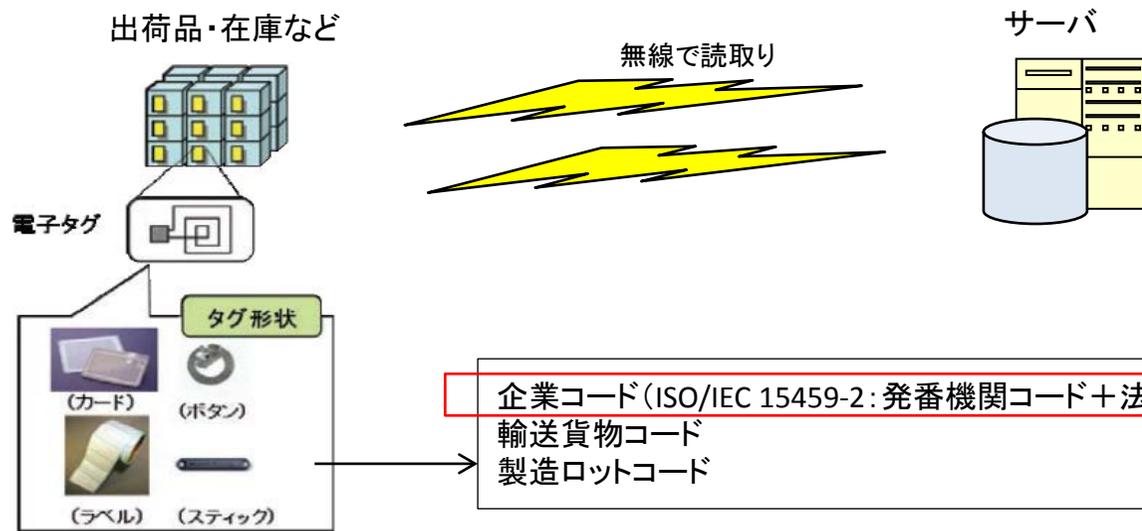
法人番号の活用が進めば!



取引先A社(abc123) ※取引先A社の独自コード
(発注内容、TEL……)

取引先A社(ISO/IEC 6523-2:発番機関コード+法人番号)
(発注内容、TEL……)

2 電子タグ(RFID:Radio Frequency Identification)の活用例(モノの識別)

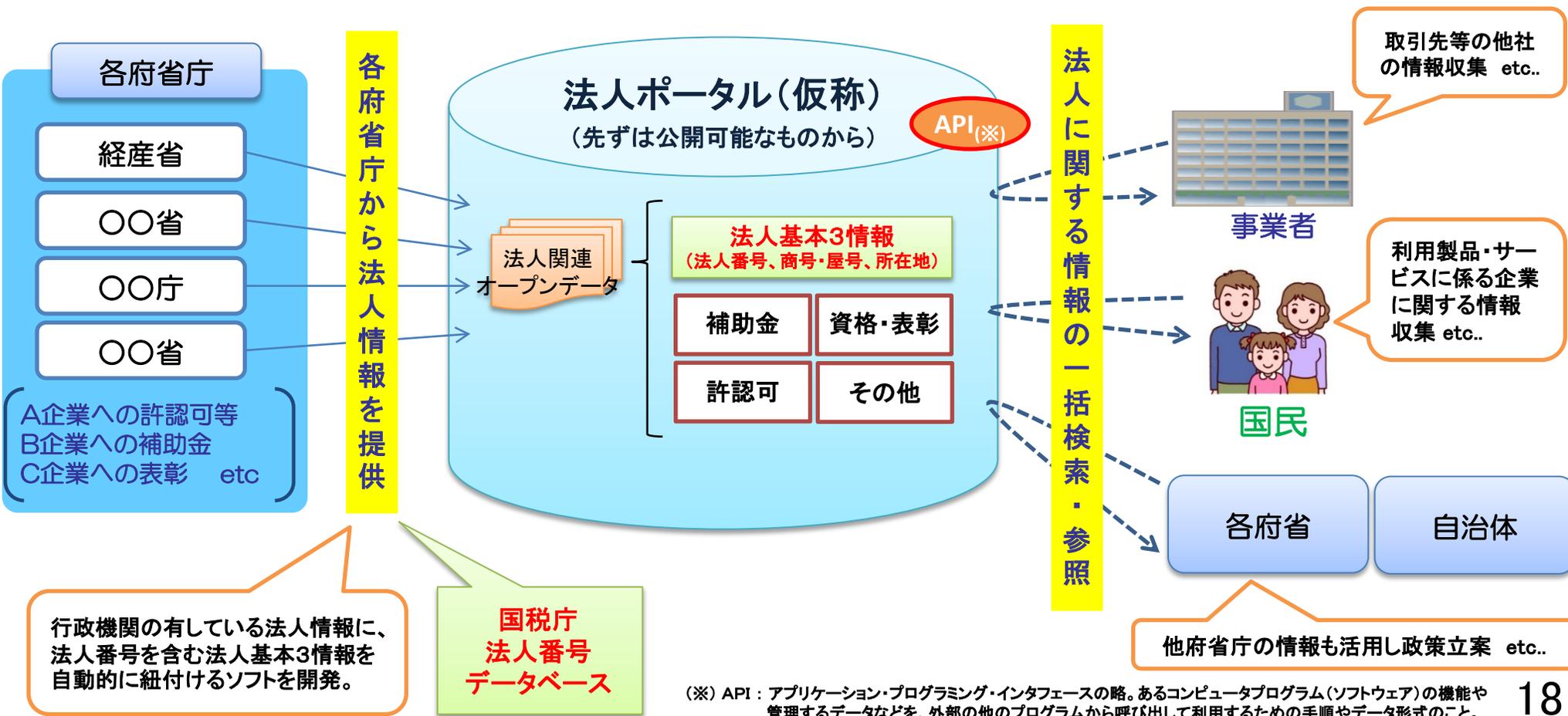


統一された企業コード
(ISOの規約上、共通の企業
コードを書き込む必要。)

行政機関における活用例

<法人ポータル（仮称）イメージ>

- 民間からのニーズ等を踏まえ、各府省庁において保有する法人情報を集約した「法人ポータル（仮称）」の構築を図る。
- なお、経済産業省では先行して省内の法人情報を集約した「経済産業省版法人ポータル（ベータ版）」を構築。平成28年4月より試験運用を開始。



法人ポータル（仮称）について

◆世界最先端IT国家創造宣言（平成27年6月30日閣議決定）工程表

○法人番号の利活用推進

- ・法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル（仮称）」の検討・構築を行う。
【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】
- ・2017年1月より「法人ポータル（仮称）」の運用を開始し、国・地方公共団体等の既存の法人情報サイトとの連携を拡大する。【関係府省庁】

- ◆ 法人に係るワンストップサービス等を実現するためには、各部署が別々に所有している法人情報を内外から一括で検索できる、法人情報一括検索のような機能が必要。
- ◆ 経済産業省では、本年度予算において、経済産業省の所有する法人情報を省内外で一括で検索できるシステムを構築中。（このプログラムは各府省・省外に対しても公開予定。）
- ◆ 今後、各府省と連携して、各府省が所有している法人情報を省内外から一括で検索できる「法人ポータル（仮称）」を構築することを検討中。（法人情報環境の整備を図る。）

～全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、入力の手間が簡素化されます。～

※平施27年12月24日から、統一資格申請項目に「法人番号」が追加されました。これにより、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されることとなります。

(ご参考)
～全省庁統一資格～
各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）です。
本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

<イメージ図>

新規申請

受付機関コード 11999

定期/随時 ※ 定期 随時

新規/更新 新規

業者種別 ※ 組合 公益法人 その他の法人 個人 その他

法人番号 事業者情報反映 ※法人番号を入力した場合、必ず押してください。
(注)業者種別が「組合」「公益法人」「その他の法人」の場合、法人番号は必須です。

適格組合証明 平成 年 月 日 第 号 (半角数字)
(注)適格事業組合の方のみ入力してください。

外国籍企業
(注)外国籍企業のチェックを行った場合、以下項目に半角文字を入力することが可能となります。
本社住所(漢字)、商号又は名称(漢字)、代表者役職、代表者氏名(漢字)、担当者氏名(漢字)、営業所名称、営業所所在地

郵便番号 ※ 〒 - (半角数字7桁) (例: 123-4567)

本社住所

フリガナ ※
(全角カタカナ50文字以内)
(注)都道府県名、地番、ビル名にフリガナは不要です。

漢字 ※
(全角50文字以内)
(注)登記事項証明書上の本店住所を都道府県名から入力してください。

商号又は名称

フリガナ ※
(全角カタカナ80文字以内)
(注)「株式会社」等法人の種類にフリガナは不要です。

漢字 ※
(全角60文字以内)
(注)「株式会社」等法人の種類も入力してください。ただし、(株)等の略語は使用しないでください。

頭文字 ※ (全角カタカナ1文字)
(注)濁音、半濁音は含めないでください。(例:「株式会社電子通情報」の場合、カタカナで「テ」と入力)

<< 郵便番号に関する注意点 >>

上記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、機械的に一般郵便番号を設定したものです。よって、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

公開情報への法人番号の併記について

～平成28年1月以降にWebページで公開する法人情報に法人番号を併記することとなりました。～

概要

- ・目的: 法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- ・対象者: 行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- ・対象: 行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)
- ・併記時期: マイナンバー制度の利用開始となる平成28年1月1日以降順次

併記方法

- ・文章中に法人番号を付併記(挿入)する場合には、法人番号であることを示す「法人番号」を冒頭に付す。
- ・英文の場合には、「法人番号」の代わりに「JCN」を使用する。(参考: Japan Corporate Number)

<記載例>

法人名が記載されている表に、法人番号を記載する列を追加する場合→表頭部分に法人番号とある箇所でも、「法人番号〇〇〇」と記載する。

No	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	財務省	法人番号8000012050001	東京都千代田区...	03-3581-...
2	国税庁	法人番号7000012050002	東京都千代田区...	03-3581-...
:	...	法人番号

併記の一例: 国税庁ホームページのトップ画面

The screenshot shows the National Tax Agency (NATIONAL TAX AGENCY) homepage. In the header, the text '法人番号7000012050002' is displayed next to the agency name. The page features various navigation links and promotional banners, including one for '消費税の軽減税率制度' (Consumption Tax Reduced Rate System) and another for '社会保障・税番号制度<マイナンバー>' (Social Security and Tax Number System <My Number>).

よくある質問～法人番号の「通知」～

質問1 法人番号はどこに通知されるのでしょうか。

設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、当該申告書・届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地に通知書を送付します。

なお、通知書の記載内容は、「国税庁法人番号公表サイト」で検索することにより確認又は印刷することができます。

質問2 番号法施行日（平成27年10月5日）以降に設立登記した法人ですが、法人番号はいつ通知されるのでしょうか。

法務局での登記完了後、2～3稼働日後に法人番号指定通知書を発送させていただきます。

なお、法務局での登記完了に要する日数は、各法務局によって異なりますので、各法務局ホームページ等をご確認ください。

よくある質問～法人番号の「公表」～

質問3 本店所在地の変更登記をしましたが、法人番号の関係で何か手続は必要でしょうか。

法人名や本店所在地の変更登記をした情報については、法務省から連絡を受け国税庁法人番号公表サイトに反映いたしますので、**法人番号の関係**では特段の手続は必要ありません。

変更後の内容は、国税庁法人番号公表サイトに公表されますので、そちらをご確認ください。

なお、あらためて法人番号指定通知書の送付はいたしません。

ただし、**法人名の変更又は納税地の異動があった場合に、税務署へ提出する異動届出書**は、納税地の税務署長宛に、従来どおり提出していただく必要があります。

質問4 法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのでしょうか。

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の、①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号の3項目（基本3情報）です。

また、法人番号の指定後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

法人番号に係る各種情報の掲載について

法人番号の最新情報

法人番号の最新情報や国税に係るマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

・特設サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問合せください。

国税庁法人番号管理室フリーダイヤル0120-053-161(無料)平日8時45分～18時(土日祝日・年末年始を除きます。)

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。(通話料金がかかります。)

マイナンバー制度の最新情報

・内閣官房「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

・マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178^(マイナンバー)(無料) ※間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう十分に注意してください。

平日9時30分～20時(土日祝日17時30分)(年末年始を除きます。) ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

国税庁ホームページのご案内

[本文へ](#) | [サイト内検索](#) [検索](#) | [検索の仕方](#) | [文字拡大・読み上げ](#)
[法人番号7000012050002](#)

[ホームページの使い方](#) | [サイトマップ](#) | [ご意見・ご要望](#) | [メールマガジン](#)

[ホーム](#) | [税について調べる](#) | [申告・納税手続](#) | [活動報告・発表・統計](#) | [国税庁概要・採用](#) | [調達・その他の情報](#)

▶ [新着情報](#)

▶ [訪問者別に調べる](#)

▶ [税目別に調べる](#)

[所得税](#) [法人税](#)
[源泉所得税](#) [消費税](#)
[譲渡所得](#) [印紙税](#)
[相続税](#) [酒税](#)
[贈与税](#)

▶ [パンフレット・手冊](#)

▶ [税法・通関](#)

▶ [申告](#)


消費税の軽減税率制度
 軽減税率制度について詳しく知りたい方はこちらへ


社会保障・税番号制度<マイナンバー>
 法人には、法人番号が通知されます。

[法人番号でわかるつながるひろがる。国税庁法人番号公表サイト](#)

[相続税・贈与税特集](#)

[相続税の申告要否判定コーナー](#)


 Japan.
 "Kampai" to the world.
 【日本産酒類の輸出支援】

[よくある税](#)
[申告書等作成コーナー](#)
[税電子申告・納税システム \(e-Tax\)](#)
[税理士の方へのお知らせ](#)
[国税局・税務署を調べる](#)
[札幌](#) | [仙台](#) | [関東信越](#) | [東京](#)
[名古屋](#) | [大阪](#) | [広島](#)
[福岡](#) | [沖縄](#)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
 法人番号7000012050002

[本文へ](#) | [サイト内検索](#) [検索](#) | [ホームページの使い方](#) | [サイト](#)

[ホーム](#) | [税について調べる](#) | [申告・納税手続](#) | [活動報告・発表・統計](#) | [国税庁概要・採用](#) | [調達・その他の情報](#)

[ホーム](#) > [社会保障・税番号制度<マイナンバー>](#) > [マイナンバー](#) > [マイナンバーについて](#)

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
 あなたにも、マイナンバー。はじまります。

平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。国税における番号制度に関する情報を次の3つのボタンで案内しています。

国税の番号制度に関する情報
国税の手続きでも、マイナンバーが必須です

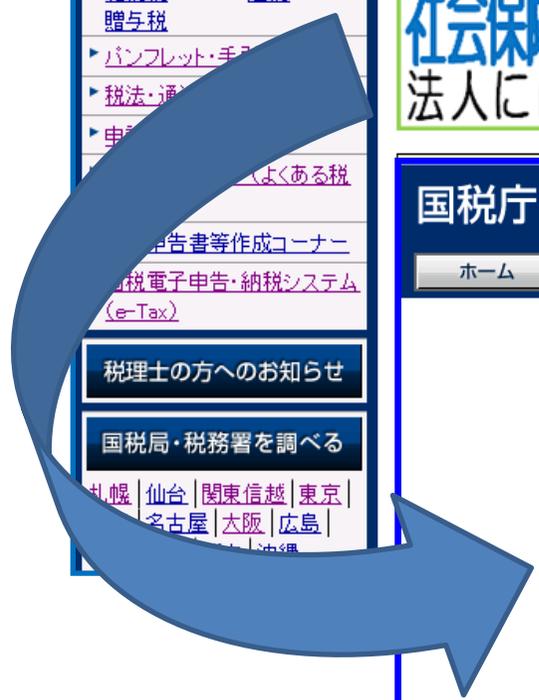
法人番号について
法人番号でわかる。つながる。ひろがる。

1人に1つ。マイナンバー

事業をされている方や番号を取扱う方に、国税のマイナンバーに関する情報を掲載しています。

法人番号の制度概要や公表方法など、法人番号に関する最新情報を掲載しています。

番号制度の概要、メリットや今後のスケジュールについて分かりやすく解説しているサイトに移動します。



【法人番号関係抜粋】

第七章 法人番号

（通知等）

第四十二条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であって、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十八条、第百四十九条若しくは第百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であって政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があった場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があった事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

（情報の提供の求め）

第四十三条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であって法人番号により検索することができるものをいう。第四十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

(資料の提供)

第四十四条 国税庁長官は、第四十二条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第四十二条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

(正確性の確保)

第四十五条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五（略）

【法人番号関係抜粋】

第七章 法人番号

（法人番号の構成）

第三十五条 法人番号は、次項又は第三項の規定により定められた十二桁の番号（以下この条において「基礎番号」という。）及びその前に付された一桁の検査用数字（法人番号を電子計算機に入力するときに誤りのないことを確認することを目的として、基礎番号を基礎として財務省令で定める算式により算出される一から九までの整数をいう。）により構成されるものとする。

2 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人（以下「設立登記法人」という。）の法人番号を構成する基礎番号は、その者の会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次項において同じ。）であって、その者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものとする。

3 設立登記法人以外の者の法人番号を構成する基礎番号は、他のいずれの法人番号を構成する基礎番号及びいずれの会社法人等番号とも異なるものとなるように、財務省令で定める方法により国税庁長官が定めるものとする。

（国の機関に対する法人番号の指定の単位）

第三十六条 国の機関に対する法第四十二条第一項の規定による法人番号の指定は、次に掲げる機関を単位として行うものとする。

- 一 衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び国立国会図書館
- 二 行政機関（検察庁にあっては、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁）及び検察審査会
- 三 最高裁判所、高等裁判所（東京高等裁判所にあっては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所）、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所

(国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等に対する法人番号の指定)

第三十七条 国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等（法第四十二条第一項に規定する人格のない社団等をいう。以下同じ。）であつて、次の各号に掲げるもの（法人番号保有者を除く。）に対する同項の規定による法人番号の指定は、その者が当該各号に規定する届出書若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十四条第一項に規定する書類（第三十九条第一項第一号及び第三項において「申告書等」という。）を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十四条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、その者について当該各号に定める事実が生じたこと並びにその者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十条の規定により届出書を提出することとされている者 国内において給与等（同法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。）の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設けたこと。
- 二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百八条の規定により届出書を提出することとされている者 内国法人（同法第二条第三号に規定する内国法人をいう。）である普通法人（同法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）として新たに設立されたこと。
- 三 法人税法第四百九条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項に規定する場合に該当することとなったこと。
- 四 法人税法第五百十条の規定により届出書を提出することとされている者 同条各項に規定する場合のいずれかに該当することとなったこと。
- 五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされている者 同条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなったこと又は同法第十二条の二第一項に規定する新設法人若しくは同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなったこと。

(法人番号の通知)

第三十八条 国税庁長官は、法第四十二条第一項の規定により法人番号を指定したときは、速やかに、当該法人番号の指定を受けた者に対し、その旨及び当該法人番号を、これらの事項並びにその者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項が記載された書面により通知するものとする。

(届出による法人番号の指定等)

第三十九条 法第四十二条第二項の政令で定める法人等以外の法人又は人格のない社団等は、次に掲げる者（法人番号保有者を除く。）とする。

- 一 国税に関する法律の規定に基づき税務署長その他行政機関の長若しくはその職員に申告書等を提出する者又はその者から当該申告書等に記載するため必要があるとして法人番号の提供を求められる者
 - 二 国内に本店又は主たる事務所を有する法人
- 2 法第四十二条第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする者についての同項に規定する事項（以下この項及び次条において「届出事項」という。）が記載された届出書に、当該届出事項を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。
- 3 法第四十二条第二項の規定による法人番号の指定は、前項の届出書及びこれに添付された書類、当該届出をした者が申告書等を提出するに際して国税庁長官にした申告又は官公署が法第四十四条第二項の規定により国税庁長官に提供した資料により、当該届出をした者が法人番号保有者でないことが確認された後、速やかに行うものとする。
- 4 前条の規定は、国税庁長官が法第四十二条第二項の規定により法人番号を指定した場合について準用する。

(変更の届出)

第四十条 法第四十二条第三項の規定による変更の届出は、当該届出をしようとする者の法人番号、その者についての届出事項に変更があった旨、変更後の当該届出事項その他の財務省令で定める事項が記載された届出書に、当該変更があった旨を証明する定款その他の財務省令で定める書類を添付して行わなければならない。

(法人番号等の公表)

第四十一条 法第四十二条第四項の規定による公表は、当該公表に係る法人番号保有者に対し、第三十八条（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後（当該法人番号保有者が人格のない社団等である場合にあっては、当該通知をし、及び法第四十二条第四項ただし書の規定による同意を得た後）、速やかに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

- 2 国税庁長官は、法第四十二条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、当該公表に係る事項に変更があったとき（この項の規定による公表に係る事項に変更があった場合を含む。）は、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、これらの事項に加えて、速やかに、これらの事項に変更があった旨及び変更後のこれらの事項を前項に規定する方法により公表するものとする。

3 国税庁長官は、法第四十二条第四項の規定による公表を行った場合において、当該公表に係る法人番号保有者について、会社法第二編第九章の規定による清算の終了その他の財務省令で定める事由が生じたときは、財務省令で定めるところによりその事実を確認した上で、当該公表をされている事項（前項の規定による公表に係る事項を含む。）に加えて、速やかに、当該法人番号保有者について当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日（当該年月日が明らかでないときは、国税庁長官が当該事由が生じたことを知った年月日）を第一項に規定する方法により公表するものとする。

（財務省令への委任）

第四十二条 この章に定めるもののほか、法人番号の指定その他法人番号に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附則

（法人番号の指定に関する経過措置）

第五条 この政令の施行の日前に、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等であつて第三十七条各号に掲げる者について、当該各号に定める事実があつた場合において、その者が当該各号に規定する届出書を提出したときは、当分の間、その者を当該各号に規定する規定により届出書を提出することとされている者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「確認された後」とあるのは、「確認された場合には、この政令の施行の日以後」とする。

〔参考〕 法人番号の指定等に関する省令（平成26年財務省令第70号）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（検査用数字を算出する算式）

第二条 令第三十五条第一項に規定する財務省令で定める算式は、次に掲げる算式とする。

【算式】

$$9 - \left(\sum_{n=1}^{12} P_n \times Q_n \text{ を } 9 \text{ で除した余り} \right)$$

【算式の符号】

P_n 令第三十五条第一項に規定する基礎番号の最下位の桁を1桁目としたときの n 桁目の数字

Q_n n が奇数のとき1、 n が偶数のとき2

（設立登記法人以外の者の基礎番号）

第三条 令第三十五条第三項に規定する財務省令で定める方法は、他のいずれの法人番号を構成する同条第一項に規定する基礎番号及びいずれの会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）とも異なるものであって、国の機関、地方公共団体、設立登記法人及びこれら以外の者を区分して識別することができるような十二桁の番号を電子計算機及びプログラムを用いて算出する方法とする。

(通知書の記載事項)

第四条 令第三十八条に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法人番号を指定したこと及びその年月日
- 二 指定した法人番号
- 三 法人番号の指定を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 四 その他必要と認める事項

(法人番号の指定を受けるための届出事項)

第五条 法第四十二条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 令第三十九条第一項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別
- 二 設立年月日
- 三 国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における事務所又は営業所の所在地(これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地)並びに開設年月日

(届出書への記名押印)

第六条 令第三十九条第二項に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人(国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における代表者又は管理人)が記名押印しなければならない。

(届出書の添付書類)

第七条 令第三十九条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し(国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつてはその和訳文)
- 二 設立に当たり法令の規定により国の機関又は地方公共団体の機関の許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を必要とする法人にあつては、当該許認可等を証する書類の写し

(変更の届出書の記載事項等)

第八条 令第四十条に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 令第四十条の規定による変更の届出をしようとする者の法人番号、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- 二 国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における事務所又は営業所の所在地(これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地)
- 三 前各号に掲げる事項のうち、変更があつた事項及び当該変更があつた年月日並びにその変更前及び変更後の当該事項

- 2 令第四十条に規定する届出書には、当該届出をしようとする者の代表者又は管理人(国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつては、国内における代表者又は管理人)が記名押印しなければならない。
- 3 令第四十条に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - 一 変更後の定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し(国内に本店又は主たる事務所を有しないものにあつてはその和訳文)
 - 二 変更にあたり法令の規定により許認可等を必要とする法人にあつては、当該許認可等を証する書類の写し

(変更があつた事実の確認)

第九条 令第四十一条第二項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。

- 一 法第四十二条第一項に規定する法人等(以下「法人等」という。)のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二百二十四条第一項に規定する書類又は法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 三 法人等以外の者 その者から提出を受けた令第四十条に規定する届出書及びその添付書類

(公表事項に加える事由)

第十条 令第四十一条第三項に規定する財務省令で定める事由は、清算の終了、合併による解散、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第八十一条第一項(他の省令において準用する場合を含む。)の規定により登記記録が閉鎖されたことその他これらに準ずる事由とする。

(公表事項に加える事由が生じた事実の確認)

第十一条 令第四十一条第三項の規定による事実の確認は、次の各号に掲げる法人番号保有者について、当該各号に定める情報に基づき行うものとする。

- 一 法人等のうち、国の機関、地方公共団体及び設立登記法人 法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 二 法人等のうち、前号に掲げる者以外の者 その者から提出を受けた国税通則法第二百二十四条第一項に規定する書類又は法第四十四条第二項の規定により官公署から提供を受けた資料
- 三 法人等以外の者 その者から提出を受けた令第四十条に規定する届出書及びその添付書類

(公表の同意)

第十二条 法第四十二条第四項ただし書の規定による同意は、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人(国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあつては、国内における代表者又は管理人)から当該同意をする旨を記載した書面により得るものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、法人番号の指定を受けた人格のない社団等の代表者又は管理人(国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあつては、国内における代表者又は管理人)が記名押印するものとする。

一 法第四十二条第四項ただし書の規定による同意をする旨

二 法人番号、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地

三 当該者が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合にあつては、国内における事務所又は営業所の所在地(これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地)

四 その他必要と認める事項

(公表の同意の撤回)

第十三条 法第四十二条第四項ただし書の規定による同意をした人格のない社団等の代表者又は管理人(国内に本店又は主たる事務所を有しない人格のない社団等にあつては、国内における代表者又は管理人)が当該同意を撤回するときは、その旨を記載した書面を国税庁長官に提出するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同項第一号中「同意をする旨」とあるのは、「同意を撤回する旨」と読み替えるものとする。

附則

この省令は、法の施行の日から施行する。